

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る法人事業税の減免取扱要領

〔平成21年10月15日 21主課指第75号〕
各都税事務所長、支庁長あて 主税局長通知

改正 平成22年 3月24日 21主課指第144号

改正 平成22年 7月 1日 22主課指第 35号

改正 平成23年 4月 1日 22主課指第180号

第1 目的

この要領は、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱（平成21年3月31日付20主税第441号。以下「要綱」という。）第7に基づき、法人事業税の減免事務の運営に関し、必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 環境確保条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）をいう。
- 2 環境確保条例規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）をいう。
- 3 機器指定要綱 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付20環都計第529号）をいう。
- 4 機器指定要綱細則 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱細則（平成21年7月1日付21環都計第181号）をいう。
- 5 事業所等 環境確保条例第5条の11第1項第2号イに規定する建物又は施設及びその中に設置される事務所、営業所等をいい、住宅の用にのみ供されている建物又は施設及び住宅の用に供されている部分は除く。
- 6 取得事業年度 要綱第2（3）に定める対象設備を取得した事業年度（同項の規定により取得したとみなされる事業年度を含む。）をいう。
- 7 前事業年度等 減免を受ける事業年度の開始の日前1年以内に終了する事業年度をいう。
- 8 減免基準価額 要綱第2（3）に規定する対象設備の取得に係る取得価額の総額（2千万円を超える場合は2千万円とする。）の2分の1に相当する額と、11に規定する減免未済額の合計額をいう。
- 9 減免限度額 要綱第3に規定する減免限度額をいい、減免を受ける事業年度の法人事業税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の25又は第72条の28の規定によって東京都に提出した申告書に記載された事業税額（同法第72条の24の10又は第72

条の24の11の規定による控除額がある場合は、控除後の額)を限度とする。)の2分の1に相当する額をいう。

10 減免限度超過額 減免基準価額が減免限度額を超える場合の当該超える額をいう。

11 減免未済額 前事業年度の減免限度超過額のうち、前事業年度等に取得した対象設備に係るものをいう。

第3 中小企業者の判定等

中小企業者の判定等は、次のとおり行う。

1 判定の時期等

取得事業年度及び減免事業年度の終了の日において、要綱第2(1)アに規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)に該当しない者は、減免の対象とはならない。

2 外国法人の資本金の額等の判定

外国法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の総額について、当該事業年度終了の日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により換算した円換算額によって行う。

3 清算中又は解散の場合

中小企業者に該当する者であっても清算中又は解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度は、減免の対象とはならない。

第4 減免の対象となる事業所等

1 減免の対象となる事業所等について提出すべき報告書等

要綱第2(2)ア、イ又はウに規定する書類(以下「報告書等」という。)は、減免の対象となる事業所等について、提出期限が減免申請期限前に到来する報告書等のうち、減免申請者が提出できる最新の提出期限に係るもので、かつ、減免申請期限までに提出したものをいう。ただし、提出期限が減免申請期限後に到来する報告書等を減免申請期限までに提出した場合であっても、当該提出した報告書等を要綱第2(2)に規定する書類として取り扱って差し支えない。

2 1の報告書等の提出の対象とならない事業所等

要綱第2(2)に規定する報告書等の提出の対象とならない事業所等とは、次のものをいう。

(1) 新設された事業所等であって、当該新設の日を含む報告書等の作成対象となる環境確保条例に定める年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の報告書等の環境局への提出期限が減免申請期限後となる事業所等

(2) 環境確保条例第8条の23第1項に規定する連鎖化事業の加盟者の設置する事業所等のうち、連鎖化事業を行う者が同項に規定する報告書を提出した事業所等

(3) 環境確保条例第5条の7第1項第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所につき、年度途中での譲渡等により、同条例第6条に規定する地球温暖化対策計画書の提出義務

者が変更後の所有者となったため、地球温暖化対策計画書を提出しないこととなった当該変更前の所有者等に係る当該事業所等（譲渡前の年度につき、変更前の所有者が地球温暖化対策計画書を提出すべき事業所等を除く。）

（４）法人税法（昭和４０年法律第３４号）第１２条第１項の規定により、事業所等に設置した対象設備が信託の受益者の資産とみなされる場合であって、信託の受託者が報告書等を提出することとされている事業所等（信託の受益者が当該事業所等の使用者又は転貸者であるため、環境確保条例第８条の２３第１項に規定する地球温暖化対策報告書の提出の対象となる事業所等を除く。）

（５）第７、３（２）に規定する申請を行う場合であって、減免申請期限前の直近の提出期限に係る報告書等の対象年度の開始日より前に廃止した事業所等

3 特定地球温暖化対策事業所の指定及び指定の取消し

要綱第２（２）の規定により減免対象から除かれる特定地球温暖化対策事業所及び当該事業所に係る事務所、営業所等（以下「特定地球温暖化対策事業所等」という。）については、次のとおり取り扱う。

（１）環境確保条例第５条の８第３項に規定する特定地球温暖化対策事業所の指定があった場合は、指定の効力の発生日を含む年度終了の日である３月３１日までに終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当しないものとし、同日後に終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当するものとする。

（２）環境確保条例第５条の１０第２項第２号の規定に基づき、特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあった場合は、環境確保条例規則第４条の８第４項に規定する取消通知の日前に終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当するものとし、同日以後に終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当しないものとする。

（３）対象事業所等の判定は、取得事業年度の終了の日の現況による。

したがって、減免事業年度終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当した場合であっても、前事業年度等である取得事業年度の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当しない場合は、減免未済額について減免の対象となる。

また、減免事業年度終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当しない場合であっても、前事業年度等である取得事業年度の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当した場合は、減免の対象となる減免未済額の算定は行わない。

第５ 対象設備

要綱第２（３）に規定する対象設備は、次のとおり取り扱う。

1 導入推奨機器の指定

対象設備は、次のいずれかに該当していることを要する。

（１）取得の日において、機器指定要綱第２に規定する指定基準を満たす機器として同要綱第５第１項に規定する指定のあるもの

（２）取得の日において、機器指定要綱細則第３の規定により、指定の効力が取得の日以前に

生じているもののうち、機器指定要綱第5第1項に規定する指定が、当該設備の取得事業年度の減免申請期限までに行われたもの

2 貸付の事業の用に供する設備

要綱第2(3)に規定する減免の対象から除かれる貸付の事業の用に供する設備とは、当該設備自体を貸し付けたものをいい、設備の貸付は行わず、所有者である法人自らが管理保守を行う場合で、かつ、他の適用要件を満たすものは、減免の対象とする。

3 リース取引

法人税法第64条の2に規定するリース取引による設備のうち、自己の減価償却資産となるもので、かつ、他の適用要件を満たすものは、対象設備とする。

4 住宅の用に供する設備

(1) 事業所等に設置される設備が、住宅の用にも供される場合(以下「住宅兼用設備」という。)で、かつ、他の適用要件を満たす場合は、住宅の用に供される部分以外の部分に限り、対象設備とする。

なお、この場合の対象設備の取得価額の計算は、次のいずれかの方法による。

ア 床面積やエネルギー使用量等、当該設備の使用状況に照らして社会通念上合理的と認められる基準によるあん分(あん分方式)

イ 当該設備の取得価額の2分の1(簡易方式)

(2) 住宅兼用設備に該当するかどうかの判定は、当該設備を事業の用に供した日の現況による。

(3) 住宅の用にのみ供していた設備を事業の用に供した場合は、減免の対象とならない。

5 非課税事業、公益事業の用に供する設備

課税事業と非課税事業を併せて行う法人が設備の全部又は一部を非課税事業の用に供する場合又は収益事業を行う公益法人等が設備の全部又は一部を公益事業の用に供する場合のいずれにおいても、適用要件を満たすものは、当該設備の全部を対象設備とする。

6 少額減価償却資産

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の5又は第68条の102の2の規定に基づき、少額減価償却資産として取得価額の全額を損金算入した設備は、要綱第2(3)イの減価償却資産として償却をすべきものに該当する。

7 他の優遇措置の適用を受けた設備

(1) 租税特別措置法第42条の5又は第68条の10の規定の適用を受けた設備若しくは国又は地方公共団体の補助金等を受けた設備(東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト実施要綱(平成22年3月31日付21環都計第687号。以下「クレジット実施要綱」という。)に基づき助成を受けた設備を除く。)であっても、適用要件を満たすものは対象設備とする。

この場合の補助金等の交付を受けた設備の取得価額は、当該設備につき法人税法第42条の規定による圧縮記帳を行っているときは、当該圧縮後の取得価額とする。

(2)(1)のクレジット実施要綱に基づき助成を受けた設備とは、東京都中小規模事業所

省エネ促進・クレジット創出プロジェクト助成金交付要綱（平成22年5月24日付22都環公総地第114号。以下「助成金交付要綱」という。）第11条第3項の助成金の交付決定通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた助成対象事業に係る設備又は助成金交付要綱第17条第5項の承認の通知（以下「計画変更承認通知」という。）を受けた助成対象事業に係る設備をいう。

（3）（2）の交付決定通知又は計画変更承認通知を受けた後に、助成事業の廃止又は交付決定の取消しがあった場合であっても、対象設備とならない。

8 取得設備に係る消費税及び地方消費税の取扱い

要綱第2（3）イに規定する取得価額が10万円未満であるかどうかは、当該事業年度の法人税の取扱いの例により、当該法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した価額により判定する。また、対象設備の取得価額の算定についても同様とする。

第6 減免額

1 法人事業税の減免額

法人事業税の減免額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

（1）減免基準価額が減免限度額を超える場合 減免限度額相当額

（2）減免基準価額が減免限度額以下である場合 減免基準価額相当額

2 減免額の具体的取扱い

（1）減免額の計算の基礎となる法人事業税額は、減免事業年度に係る地方税法第72条の25又は第72条の28の規定によって東京都に提出する申告書に記載すべき事業税額（同法第72条の24の10又は第72条の24の11の規定による控除額がある場合は、控除後の額）とする。

（2）減免額の算定は、減免申請書に記載された金額を限度として決定し、以後、この決定額（第9の規定により減免の一部取消しを行った場合は、当該取消し後の額）を限度とする。

（3）事業年度の期間が12月に満たない場合であっても、減免限度額及び対象設備の取得価額の総額の限度額（2千万円）について、月数あん分等の計算を行わない。

（4）合併があった場合の被合併法人に係る減免未済額は、合併法人の減免対象とはしない。

（5）取得事業年度において減免申請の対象として計上しなかった設備の取得価額及び減免申請書に設備の取得価額として過少に記載した場合の当該過少相当額は、減免未済額に含まない。

（6）減免額を計算する過程で一円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、減免額に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第7 減免の手続

減免手続は、次のとおりとする。

1 減免の対象となる申告

減免の対象となる申告は、地方税法第72条の25又は第72条の28の規定によって東京都に提出した法人事業税の申告とする。

2 減免申請期限

減免の申請は、当該事業年度に係る法人事業税の申告納付期限（地方税法第72条の25第2項から第5項までの規定による申告納付期限の延長承認を受けている場合は、当該延長後の申告納付期限をいう。）までに行わなければならない。

3 法人事業税額がない場合等

(1) 欠損若しくは欠損金繰越控除により法人事業税額がない場合又は端数計算により法人事業税額若しくは減免額がない場合は、当該事業年度に係る減免申請は要さない。

(2) (1) より後の事業年度（「後事業年度」という。以下この項において同じ。）において、(1) の事業年度中に取得した設備に係る要綱第3(2)に規定する額について減免申請を行う場合には、第6、2(5)にかかわらず、後事業年度の減免申請書における減免未済額に含めて申請することができる。

4 法人事業税の申告納付義務がない場合

取得事業年度において本都に法人事業税の申告納付義務がない場合は、減免対象とならない。

5 提出書類

減免の申請は、「事業税減免申請書」（東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号。以下「条例規則」という。）別記第38号様式（甲））に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、減免未済額に係る減免申請を行う場合は、当該申請を行う事業年度における(1)及び(3)を添付する。さらに、3(2)に規定する減免未済額に係る減免申請を行う場合は、減免対象設備を取得した事業年度における(1)及び(2)も併せて添付する。

(1) 減免額の計算に係る書類

中小企業者向け省エネ促進税制による法人事業税の減免額に関する計算書（法人事業税減免様式その1）

(2) 対象設備に係る書類

ア 中小企業者向け省エネ促進税制による法人事業税の減免に関する対象設備明細書（法人事業税減免様式その2）

イ 中小企業者向け省エネ促進税制による法人事業税の減免に関する対象設備明細書（次葉）（法人事業税減免様式その2の2）

(3) 対象設備の設置事業所等に係る書類

ア 第4、1に規定する事業所等

| 区 分 | 書 類 |
|---------------------------|--|
| 要綱第 2 (2) アの書類を提出した事業所等 | 受付印の押印された地球温暖化対策計画書提出書 (環境確保条例規則第 1 号様式の 1 9) の控の写し |
| 要綱第 2 (2) イの書類を提出した事業所等 | 受付印の押印された地球温暖化対策報告書提出書 (環境確保条例規則第 2 号様式の 1 4) の控の写し |
| 要綱第 2 (2) ウの書類を提出した事業所等 | 受付印の押印された特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書 (環境確保条例規則第 1 号様式の 2 0) の控の写し |

なお、複数の事業所等を都内に設置する法人については、報告書等を提出した事業所等の名称及び所在地がわかる書類も併せて提出する。

また、減免の対象となる事業所等を廃止したため、第 4、1 に規定する最新の提出期限に係るものとして添付する上表の書類が、減免申請期限前の直近の提出期限より前の提出期限に係るものである場合には、イに掲げる書類も併せて提出する。

イ 第 4、2 に規定する事業所等

地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類 (減免要綱第 2 (2) に規定する別に定める書類) 兼事業所等廃止の場合の事由説明書 (法人事業税減免様式その 3)

ウ すべての事業所等

ア又はイに加え、対象設備の設置事業所等に係る不動産登記の登記事項証明書

(4) その他、申請事項を証する書類

6 減免の不許可

次の場合は、減免申請の全部又は一部を不許可とする。

- (1) 減免申請期限後に減免申請があった場合
- (2) 減免額の記載がない、又は減免額が零の減免申請があった場合
- (3) 減免申請の対象となる事業年度が終了する前に減免申請があった場合
- (4) 必要な添付書類の提出がない場合 (一部の事業所又は一部の設備についての書類の提出がない場合は、当該書類の提出のない事業所又は設備に係る部分に限る。)
- (5) 減免未済額に係る減免申請において、第 6、2 (5) の規定により減免未済額に含まないとされる金額が含まれている場合 (当該金額に限る。)
- (6) 偽り又は不正の行為により減免申請をした者又は減免決定を受けた者が、その後に減免申請をした場合
- (7) その他、要綱及び本要領に規定する要件を満たさない場合

7 減免の通知等

減免の決定又は不許可を行った場合は、「法人事業税減免決定・不許可通知書」(条例規則別記第 3 9 号の 2 様式甲) により、減免申請を行った法人に対して通知する。

8 減免額の還付

減免は、減免決定後に減免額を還付することによって行う。したがって、減免を受けようとする事業年度であっても、地方税法第72条の25又は第72条の28の規定による申告納付の義務があることに留意する。

9 減免額に対する還付加算金

減免決定額の還付に当たっては、地方税法第17条の4第4項の規定に基づき、減免決定の日の翌日を起算日として、同条第1項の還付加算金を付す。

第8 減免要件に係る調査

1 調査の実施

徴税吏員は、必要に応じて、減免申請の内容又は減免決定後における減免要件の適否について調査を行う。

2 調査の方法

前項の調査は、減免対象設備を設置した要綱第2(2)に規定する事業所等への立入調査又は必要事項に係る報告等、地方税法第72条の7の規定に基づき行う。

第9 減免の取消し

減免を受けた法人が要綱及びこの要領に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合は、当該減免の全部又は一部を取り消すこととし、その取扱いは以下のとおりとする。

1 調査に基づく取消し

第8の調査の結果、減免の要件に該当しない事実を発見した場合は、当該減免の全部又は一部を取り消す。

2 調査拒否等があった場合

減免を受けた法人が、第8、2の立入調査若しくは必要事項に係る報告を拒否し、又は虚偽の報告をした場合は、減免の全部を取り消す。

3 法人事業税額の減額があった場合

減免を受けた事業年度の法人事業税額が更正により減額となり、減免額が過大となった場合は、当該過大となる額について減免を取り消す。

4 取消し事由の申出

1から3までにかかわらず、減免を受けた法人は、減免額の全部又は一部につき、減免の要件に該当しないことが明らかとなった場合には、遅滞なく、その金額及び理由を所管の都税事務所長又は支庁長に申し出なければならない。

5 取消しの通知

減免を取り消した場合は、遅滞なく減免を受けた法人に対して通知する。

第10 適用

1 この要領は、平成21年4月1日から適用する。

2 平成22年度中において、報告書等の提出期限が減免申請期限より後に到来する法人の事業所等については、第4にかかわらず、報告書等の提出の対象とならない事業所等と取り扱う。この場合、減免申請を行う法人は、第7、5(3)イにかかわらず、提出する予定の報告書等の名称、提出者、提出予定日及び提出できない事由を記載した書面を減免申請書に添付しなければならない。

なお、当該法人が減免申請期限までに報告書等を提出した場合は、第7、5(3)アに規定する書類を減免申請書に添付しても差し支えない。

附則(平成22年 3月24日 21主課指第144号)

この要領は、平成22年4月1日以後提出する減免申請書について適用する。

附則(平成22年 7月 1日 22主課指第 35号)

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附則(平成23年 4月 1日 22主課指第180号)

この要領は、平成23年4月1日から適用する。